

五霞町公共施設使用料設定に
関する基本的な考え方

令和 7 年 3 月

五 霞 町

1 基本的な考え方

公の施設については、地方自治法第 225 条に使用料を徴収することができると定められており、これが使用料徴収の根拠となっています。

公の施設の維持管理に要する費用の負担について、公平性の確保という観点から施設を利用する人としらない人の負担のあり方を検討し、町民へ根拠と統一した基準を示すことで、施設の維持管理費用の一部を利用者が負担するという受益者負担を原則とした使用料体系の構築を図ります。

2 現状と課題

本町における現行の使用料については、地方自治法第 225 条の規定に基づき、それぞれの条例で額を定め、利用者から使用料を徴収していますが、現状、使用料の算定にあたっての統一的な基準がありません。

適切な行財政運営を図っていくうえで、町民福祉の向上を目的に行政サービスを提供し、その対価として使用料を徴収するために、受益者負担の原則に立ち、負担割合を適正にしていく必要があります。

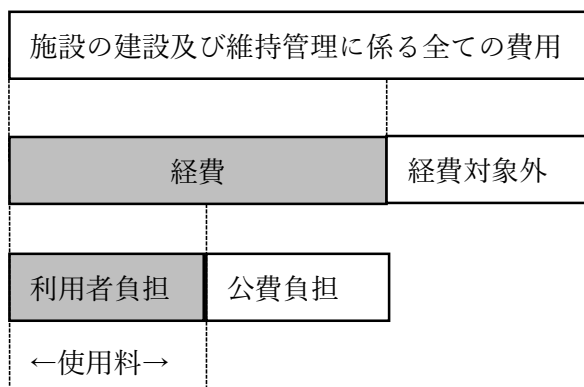
3 使用料の基本ルール

(1) 算定方式

公の施設の使用料の算定にあたっては、受益者（利用者）に負担を求める費用（経費）を明確にし、経費に施設の設置目的や提供される行政サービスに応じて設定した割合（負担割合）を乗じて行うことを基本とします。

$$\text{使用料} = \text{経費} \times \text{負担割合}$$

【使用料算定のイメージ】



(2) 経費

経費の対象とする費用は、施設の維持管理に係る費用とします。実際の算定では、歳出決算額の直近3年間の平均額を使用することとします。

【経費の対象とする費用（施設の維持管理にかかる費用）】

項目		内容
人件費		施設の維持管理に従事する職員の給与等
物件費	需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、物品修繕費等
	役務費	通信運搬費、保険料等
	委託料	清掃、警備、保守点検等に係る委託料
	使用料及び賃借料	借上料、借地料
	備品購入費	取得価格 100 万円未満のもの
施設修繕費		建物等の維持管理、修繕等原状回復に要した経費

【経費の対象としない費用（資産の取得にかかる費用等）】

項目		内容
資産の取得に係る費用	施設の取得に係る費用（原価償却費）	公の施設は、全ての町民の福祉を増進する目的をもって設置された町民全体の財産であり、誰でも利用できるものであるため、これらに係る費用は対象外とします。
	大規模改修費	
	用地取得費	
物件費	備品購入費	重要物品、取得価格が 100 万円以上の備品の購入費

資産の取得にかかる費用を経費の対象とした場合、この施設を利用する人のみが「原価償却費/用地取得費」を間接的に負担していることになります。それらの費用については、公共の福祉の増進のために町が設置した施設であり、施設の利用機会は全ての町民にあることから町民全体で負担するコストとし、本考え方においては対象外とします。

(3) 対象施設

本あり方の対象とする施設は、使用料を徴収する全ての公の施設とします。

ただし、法令等で使用料の額が無料又は算定ルールが定められている施設を除きます。

【対象としない施設】

施設区分	内容
小学校、中学校、図書館	法令等により使用料が無料とされている施設
保育所、児童館	法令等により使用料の算定が定められている施設
上下水道施設	公営企業法が適用されている事業に係る施設
指定管理者制度導入施設	指定管理者の自主的な経営が反映される利用料金制度が導入されている施設

(4) 負担割合

負担割合（行政サービスの内容を、必要性や公共性に基づき分類し、受益者と行政が負担する割合）は、公共施設の持つ「選択性」と「市場性」の度合い、いわゆる「施設の持つ公益性」により、利用者の負担割合を設定します。本町においては、次の整理により、受益者が負担する割合（受益者負担割合）を全ての施設において「50%」とします。

○受益者負担割合「100%」について

施設の維持管理にかかる全ての経費を受益者の負担で賄うということになります。しかし、公の施設は、町民福祉の増進を目的とし、町民の誰もが利用する機会を有しているため、施設の維持管理に係る全ての経費を利用者のみの負担とすることは、適当ではないと考えます。

○受益者負担割合「0%」について

公の施設は、地域社会の活性化や文化の振興といった公益性を担う一方で、利用者個人が直接的な便益を受ける場でもあります。もし受益者負担割合を0%として全額を公費負担にすると、利用しない人も含めた町民全体がその費用を負担し、実際に利用する方との不公平が生じるおそれがあります。

○受益者負担割合「25%」「75%」について

自治体によっては、受益者負担割合を「25%」「75%」と定める場合もありますが、近年、民間事業者では多様なサービスを提供していることから、市場性・選択性を正確に図ることは非常に難しいところがあります。



公共施設は誰もが利用しうる施設であるから、受益者負担割合を「50%」（＝公費負担割合 50%）としています。

4 基準単価の設定方法

スポーツ施設や会議室等の貸館部分がある施設等の一室あたりの基準単価及びプール等の個人利用施設の基準単価は、以下のとおり算定します。

ア 1室あたりの基準単価

一定の面積（1室、1面）を時間単位で使用するスポーツ施設や貸館部分の「1室あたりの基準単価」は、1時間あたりの単価を計算した上で使用する面積に応じて算定します。

○1時間あたりの単価（＝施設にかかる1時間あたりの経費）

$$\boxed{\text{経費（施設の維持管理費用）}} \div \boxed{\text{年間利用可能時間（開館日数} \times \text{開館時間）}}$$

$$= \boxed{\text{1時間あたりの単価}}$$

○1室あたり1時間の単価

$$\boxed{\text{1時間あたりの単価}} \times \boxed{\text{利用可能面積全体に占める利用面積の割合}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

$$= \boxed{\text{1室あたり1時間の単価}}$$

イ 個人利用施設の基準単価

プール等の不特定多数の個人が同時に利用する施設の基準単価については、年間の利用者数に応じて算定します。

$$\boxed{\text{経費（施設の維持管理費用）}} \div \boxed{\text{年間利用者数}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

$$= \boxed{\text{個人利用施設の基準単価}}$$

5 留意すべき事項

(1) 町民以外の者による利用

公共施設は、町民からお預かりした税金によって建設された施設であることから、町民以外の者が利用する場合の使用料については、割増しの使用料を徴収することができます。ただし、古河市・坂東市・境町（以下「構成市町」という。）に在住の者については、「公の施設の相互利用に関する協定書」に基づき、町民料金で利用ができます。

(2) 類似施設間の調整

各々の施設は、規模や立地条件など異なる条件の下に設置されています。利用面積がほぼ同じであり、同一目的で利用するには支障がない場合で、施設ごとに使用料の額に差があると、利用希望施設が偏ることも懸念されます。

そのため、類似施設での使用料は、必要に応じて使用料を調整します。

(3) 近隣自治体等との調整

算出した使用料が近隣自治体の類似施設や民間施設と比較し、著しく高額となることによる利用の低下や、著しく低額となることにより民間の営利事業を圧迫する恐れが想定されます。

そのため、使用料の改定にあたっては、近傍の類似施設の状況を考慮する必要があります。

(4) 付帯設備・備品等の使用料

利用時間や利用用途により、付帯設備や備品等を利用しない場合があります。

上記のように、利用が選択可能な付帯設備や備品等については、その利用にあたり、通常の使用料とは別にその負担を求めます。

(5) 激変緩和措置

使用料の見直しの結果、社会経済情勢の急激な変化等により使用料が大幅に増加した場合、利用者負担の増加を招く恐れがあります。

そのため、激変緩和措置としての改定限度額を設定し、利用者の負担が急激に増加しないよう考慮していきます。

使用料の改定限度額 上限：現行の使用料の 1.5 倍

（６）営利目的による利用

公の施設は、本来、町民の福祉の向上を目的として設置されたものです。そのため、施設管理者が営利利用であると判断した場合には、特別に割増しした使用料（＝利用料金に10を乗じた額）を徴収することとします。

貸館施設における営利利用の判断基準については、次のとおりとします。

ア 営利利用の判断基準

○営利目的で設立されている法人や団体・個人事業主が利用する場合は、原則、営利利用として判断します。

※個人や、公益社団法人・NPO 法人等の公共的団体は原則、非営利ですが、最終判断は活動内容によります。

○物品の販売や宣伝行為、その他利益が発生する、若しくは発生する可能性のある行為は、営利利用として判断します。

上記の「ア 営利利用の判断基準」に該当する場合でも、活動内容を考慮し、例外的に、非営利利用と判断する場合があります。

イ 非営利利用の例

○国・県又は地方公共団体等が関与する場合

○活動が無料で提供される、又は必要経費のみを徴収する場合

○その他施設管理者が認める場合 等

ウ その他

○五霞町商工会、五霞工業クラブ、五霞町社会福祉協議会及び五霞町シルバー人材センターが利用するときは、活動内容に関わらず非営利利用とします。

○他条例等で営利利用時の料金が示されているものについては、当該条例に従うものとします。

○施設に対する町民の信頼を損なうことから、公共施設に対する営利活動（学習会の形態を取りながら、物品の代わりに会員資格等を売る事業等、マルチまがい商法と呼ばれているもの等）は、利用できません。

（７） 減免制度の取扱い

利用者負担の公平性を確保するため、統一した減免基準を基に各施設の減免を取り扱います。

減免にあたっては、減免を受けようとする団体から申請を受け、要件に合致した団体を「減免団体」として登録し使用料を減免します。

また、減免団体として継続して減免を受けようとする場合、申請書の提出を毎年度求めるものとし、団体が減免基準に合致しているか把握に努めます。

なお、子供（18歳以下）が主たる構成員となる活動団体は、施設使用料を免除し、大人の活動団体は、原則免除しません。ただし、高齢者、障害者への配慮や、社会教育団体、地域町民団体などの活動を支援・推進する観点から、次のとおり減免基準を定めます。

ア 条件

次の条件①～⑦全てを満たす場合に減免団体登録証を交付。

- ①五霞町内に所在地を有する団体（※1）であること。
- ②青少年の健全育成、地域福祉の向上、地域の活性化、町民の健康づくり、町民の生きがいづくり等の活動を目的として設立された団体（事業所の従業員等で構成される団体を除く。）であること
- ③団体の構成員が3人以上で、構成の2/3以上が五霞町内に在住又は在勤（※2）していること。
- ④活動の目的に賛同する町民が加入、又は脱退できること。
- ⑤年間を通して継続的な活動を行っていること。
- ⑥団体の規約又は規約に準ずるものによって、団体の活動目的及び代表者を定めていること。
- ⑦営利活動、政治活動又は宗教活動を行う団体ではないこと。

※1「公の施設の相互利用に関する協定」に基づき、構成市町に所在地を有する団体も①を満たすものとする。

※2「公の施設の相互利用に関する協定」に基づき、構成の2/3以上には、構成市町に在住又は在勤している者も対象となる。

イ 減免率について

利用目的⑦⑧⑨⑩に該当する団体が減免を受けようとする場合は、減免団体の登録が必要。(利用目的⑦⑧⑨⑩以外で減免を受けようとする場合には、減免団体の登録は不要。)

区分	利用目的
免除 (100%)	①町が主催又は共催若しくは関与して利用するとき。
	②国・県又、他の地方公共団体が主催又は共催若しくは関与して利用するとき。
	③町内の小学校、中学校、保育所及び認定こども園が教育又は保育を目的として利用するとき。
	④町内の自治会が利用するとき（営利利用を除く）。
	⑤五霞町商工会、五霞工業クラブ、五霞町社会福祉協議会及び五霞町シルバー人材センターが利用するとき。
	⑥18 歳以下の個人が利用するとき（町内外問わず）。
	⑦構成員の過半数が 18 歳以下を占める団体が利用するとき（町内外問わず）。
	⑧半数以上を町内在住者の 65 歳以上の方又は障害者で構成する団体が、団体の設立目的に沿った活動で利用するとき。
	⑨社会福祉団体（五霞町社会福祉協議会を除く）・社会教育団体が、団体の設立目的に沿った活動で利用するとき。
減額 (75%)	⑩地域町民で組織する自主的な活動を行っている団体が、団体の設立目的に沿った活動で利用するとき。
減額 (50%)	⑪町外の小学校、中学校、保育所及び認定こども園が教育又は保育を目的として利用するとき。
施設管理者が認める額	⑫上記に掲げるもののほか、施設管理者が特に必要と認めるとき。

※冷暖房料等の付属設備利用料は減免しない。

※構成市町に所在地を有する団体若しくは在住又は在勤している者も対象となる。

6 使用料及び本考え方の見直しについて

施設の維持管理に要するコストを使用料算定の基礎とすることから、施設の利用状況及び社会経済情勢の変化も踏まえながら、使用料と施設の維持管理コストの分析を継続的に実施し、適宜見直しの検討を行います。